

## 緊急事態宣言に伴う「住宅用家屋証明（新築・未使用）」の郵送申請・交付について

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、当面の間、郵送による発行手続きを受け付けます。職員の人数を減らして対応しているため、証明書の到着まで、通常よりお時間がかかる場合があります。ご不便をおかけいたしますがご理解とご協力をお願い申し上げます。

### 1 郵送による申請方法

#### (1) 提出物

- ・申請書及び証明書
- ・住民票等の書類（窓口での証明発行時と同じ書類が必要です。）
- ・手数料 一件につき 1,300 円の定額小為替  
つり銭の対応はできないため、過不足ないようお願いします。
- ・返信用封筒  
返信用封筒には宛先を記入してください。
- ・担当者氏名、連絡先  
書類の確認のためにご連絡させていただく場合があります。

#### (2) 送付先

〒231-0012 横浜市中区相生町 3-56-1 KDX 横浜関内ビル 5 階  
建築局情報相談課 宛て

### 2 注意事項

- ・横浜市への送付、及び返信用封筒は、レターパックなど記録の残る郵便でお願いします。
- ・郵便事情により、郵送に係る日数が通常より遅れる場合があります。
- ・当課へ到着した順に開封し、審査及び交付を行います。
- ・職員の人数を減らしているため、郵便物の到着、発送見込み等のお問い合わせはご遠慮いただきますようお願い申し上げます。
- ・提出物の不備により受付できない場合がございます。不備がないか、必ず封入前にご確認ください。また、不備があった場合、電話により連絡を行います。日中にご連絡できる番号をご記入ください。

### 3 その他

郵送等による手続きは、緊急事態宣言に伴う対応です。状況の変化により、取り扱いの変更も在り得ることをご了承ください。

[担当]

建築局情報相談課 管理・情報担当

電話 045-671-4503

FAX 045-681-2436